

- 1 登録番号 第19610号
- 2 登録年月日 平成22年7月14日
- 3 農林水産植物の種類
Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.
- 4 登録品種の名称 やえこの初恋
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
松下八重子
香川県三豊市仁尾町家の浦217

- 1 登録番号 第19611号
- 2 登録年月日 平成22年7月14日
- 3 農林水産植物の種類
Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.
- 4 登録品種の名称 恋の予感
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
松下八重子
香川県三豊市仁尾町家の浦217

- 1 登録番号 第19621号
- 2 登録年月日 平成22年7月14日
- 3 農林水産植物の種類
Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.
- 4 登録品種の名称 瞳の中に
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社ゲブラナガトヨ
茨城県稲敷郡河内町田川381番地

- 1 登録番号 第19629号
- 2 登録年月日 平成22年7月14日
- 3 農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
- 4 登録品種の名称 国華八十光
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社国華園
大阪府和泉市善正町10番地

- 1 登録番号 第19631号
- 2 登録年月日 平成22年7月14日
- 3 農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
- 4 登録品種の名称 国華八十明
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社国華園
大阪府和泉市善正町10番地

- 1 登録番号 第19635号
- 2 登録年月日 平成22年7月14日
- 3 農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
- 4 登録品種の名称 泉郷八十川
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社国華園
大阪府和泉市善正町10番地

- 1 登録番号 第19636号
- 2 登録年月日 平成22年7月14日
- 3 農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
- 4 登録品種の名称 泉郷八十鈴
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社国華園
大阪府和泉市善正町10番地

- 1 登録番号 第19637号
- 2 登録年月日 平成22年7月14日
- 3 農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
- 4 登録品種の名称 泉郷八十柳
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社国華園
大阪府和泉市善正町10番地

○農林水産省告示第四百八十七号
種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。
なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十六年七月二十三日に消滅したものとみなされる。
平成二十七年三月四日
農林水産大臣 林 芳正

- 1 登録番号 第7315号
- 2 登録年月日 平成11年7月21日
- 3 農林水産植物の種類
Euphorbia pulcherrima Willd. ex Klotzsch
- 4 登録品種の名称 エッケズポイント フリーダム ホワイト
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
愛知県長久手市砂子607番地

○経済産業省告示第二十五号
中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。
平成二十七年三月四日
経済産業大臣 宮沢 洋一

災 害 名	地 域		指 定 の 期 間
平成二十六年御嶽山の噴火による災害	長野県	松本市 上松町 南木曽町 木曽町 王滝村 大桑村	平成二十六年九月二十七日から 平成二十七年六月三日まで
		岐阜県 高山市 中津川市 下呂市	
平成二十六年長野県北部地震による災害	長野県	白鳥村 小谷村 小川村	平成二十六年十一月二十二日から 平成二十七年六月三日まで

○経済産業省告示第二十六号
中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、平成二十六年経済産業省告示第二百二十四号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件の一部を改正する件）を次のように改正する。
平成二十七年三月四日
経済産業大臣 宮沢 洋一

災 害 名	地 域		指 定 の 期 間
平成二十五年台風二十六号による災害	東京都	大島町	平成二十五年十月十六日から 平成二十七年六月三日まで

○特許庁告示第六号
特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第七十八条の三の規定に基づき、昭和六十年九月二十一日特許庁告示第二号（特許庁以外の国際調査機関に対する手数料の納付のための口座及び調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。
平成二十七年三月四日
特許庁長官 伊藤 仁
第二号中「二十七万八千五百円」を「二十五万六千六百円」に改める。
附 則
1 この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。
2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。
○国土交通省告示第二百九十三号
旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十七年二月十八日に認定したので、同規則第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の十一第一号の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十七年三月四日
国土交通大臣 太田 昭宏